

海・山・空 夢ひらく 市民協働のまちづくり

～三原市市民協働のまちづくり指針～



平成20 (2008) 年 2 月

三 原 市

はじめに



今日、地方自治体を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、本市においても市民ニーズが多様化・複雑化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の進展により、地方自治体は自らの判断と責任で特色のあるまちづくりを進めることが求められています。

一方、「地域の課題は、地域自ら解決する」という意識の高まりにより住民自治活動が活発化するほか、NPO、ボランティア団体などが担う公益活動の広がりが見られています。

これからのまちづくりは、地域をよく知る市民の皆さんと行政とが、それぞれの役割を理解しながら知恵と力を合わせ、「協働」により進めていくことが不可欠です。

このため、本市では、平成17年12月に議決された長期総合計画基本構想の主導的な構想の一つに「住民協働都市構想」を掲げ、このたび、市民と行政との協働を進めていくうえで共通のガイドラインとなる「三原市市民協働のまちづくり指針」を策定いたしました。

指針の策定にあたりましては、公募の市民をはじめ、学識経験者、各種団体、市民活動団体、住民自治組織の関係者などで構成される「三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会」を設置し、市民の視点から協議・検討していただくとともに、市民、市民活動団体、住民自治組織へのアンケート調査や意見交換会、素案への意見公募などを行い、市民の皆さんの声を反映するよう努めたところであります。

今後、この指針を道標（みちしるべ）とした積極的な取り組みを展開し、市民協働のまちづくりを着実に推進してまいります。

最後に、本指針の策定にあたられました懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも市民協働のまちづくりに一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20(2008)年2月

三原市長 五藤 康之

目 次

| | |
|-----------------------------|-----------|
| I 指針はまちづくりの道標（みちしるべ） | 1 |
| II 三原市における市民協働のまちづくり | 3 |
| 1 市民協働とは | 3 |
| 2 市民協働のまちづくりの柱 | 4 |
| III 今、なぜ協働なのか | 5 |
| 1 その背景 | 5 |
| 2 市民と行政の役割分担の見直し | 7 |
| 3 市民協働の効果 | 8 |
| IV 協働の担い手の役割 | 9 |
| V 市民協働の基本的な考え方 | 11 |
| 1 市民協働の基本原則 | 11 |
| 2 市民と行政の協働の領域・形態・分野 | 12 |
| 3 協働事業の進め方 | 15 |
| VI 市民協働を進めるためには | 16 |
| 1 課題と推進方策の方向性 | 16 |
| 2 指針の実現に向けて | 19 |

資料

| | |
|---|----|
| 資料1 市民・市民活動団体・住民自治組織へのアンケート調査, 市民活動団体や住民自治組織の連合組織・各種団体等との 意見交換会等の結果 | 20 |
| 資料2 用語解説（用語解説にある言葉は本文中に*をつけました） | 22 |
| 資料3 三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会設置要綱 | 23 |
| 三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会委員名簿 | 24 |
| 「三原市市民協働のまちづくり指針」策定経過 | 25 |

I 指針はまちづくり*の道標(みちしるべ)

- 三原市は、合併後のまちづくりの基本となる長期総合計画基本構想*¹（平成17（2005）年12月議決）の中で、三原市の個性的な歴史・文化、豊かな自然、恵まれた交通条件を活かし、すべての人が生き生きと幸せに暮らせるまちをめざして、「一人ひとりが輝くまち」「幸せを実感できるまち」「活力を生み出すまち」の3要素から構成されるまちづくりの理念（将来像）を示すキャッチフレーズ*として『海・山・空 夢ひらくまち』を設定し、この実現に向けた取組みを行っています。
- この将来像の実現のためには、これまでの行政主導によるまちづくりではなく、多様な市民の知恵と力を結集し相乗効果を創出できる、市民*²と行政*²との協働*³によるまちづくりを進めることが不可欠です。
- 本指針は、市民協働*³のまちづくりにより、市民と行政が、信頼関係に基づき、それぞれの個性や特性を活かしながら、「地域力*」で地域の課題を解決し魅力を創造していくための道標（みちしるべ）となるものです。



(指針策定の目的)

- ① 市民協働のまちづくりの必要性を明らかにすること
- ② 市民協働の基本的な考え方を明らかにすること
- ③ 協働の担い手に期待される役割を明らかにすること
- ④ 市民協働の推進に関する現状と課題を明らかにし、推進方策の方向性を示すこと

※1 長期総合計画基本構想

三原市の長期総合計画基本構想では、主導的な構想の1番目に「住民協働都市構想」を掲げ、「地方分権化の進展に伴い、これまで以上に地域の個性を活かしたまちづくりが求められており、行政主導ではなく、地域をよく知る住民と行政との協働によるまちづくりが重要となっています。」と記述しています。

さらに、「協働の考え方や進め方を示すとともに、住民や企業等との連携を深め、全市的に協働を推進するための環境づくりを示すため、『三原市市民協働のまちづくり指針』（仮称）を策定」することを掲げています。

したがって、この指針は、今後の三原市のまちづくりの基本指針と位置付けられます。

※2 市民、行政

この指針において、「市民」とは、三原市に在住・在勤・在学するすべての個人、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、学校及びそれらに関する各種団体といった多様な主体を表し、「行政」とは、三原市を表します。

※3 協働、市民協働

「協働」という言葉の語源は、1977年、アメリカのインディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロムが、「地域住民と自治体職員とが共同して自治体政府の役割を果たしていくこと」の意味を一語で表現するために造語した“coproduction”（co「共に」、production「つくる」）が語源であると言われていたますが、最近の日本の辞書では、「同じ目的のために協力して働くこと」（大辞林）とあり、地方自治や行政の用語としては、「住民と行政が、協力して、公共的な課題に取り組むこと」という意味で使われています。

「協働」という言葉に、「市民と行政の協働」の意味合いを含めて定義する自治体もありますが、本指針においては、市民と行政との協働に、さらに市民相互の協働も含めて、三原市を構成する多様な主体の協働を示すために、「市民協働」と表現します。

Ⅱ 三原市における市民協働のまちづくり

1 市民協働とは

- 本指針において、市民協働とは、「市民（個人）、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など、三原市を構成する多様な主体*1が、共通する地域課題や公共的課題の解決又は地域の魅力の創造のため、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに取り組むこと」と定義し、これら多様な主体を「協働の担い手」と呼ぶこととします。

また、多様な主体の協働（「市民相互の協働」あるいは「市民と行政の協働」）によるまちづくり活動の体系を、スローガン*的な意味も込めて「市民協働のまちづくり」と呼ぶこととします。

※1 多様な主体

多様な主体として列挙した各主体の意義は、次のとおりです。

市民活動団体：NPO*、ボランティア*団体など市民活動*を行っている団体を総称。

（*市民活動：営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害するおそれがあるものは除く。）

住民自治組織：町内会・自治会など一定地域の住民によって組織される自治組織。

各種団体：商工会議所、商工会、青年会議所等の経済団体や女性会、老人クラブ、PTA、社会福祉協議会等の団体。

企業：三原市に事務所を有する営利を目的とする主体。

三原市には、その他にも市民協働に関わる多様な主体があります。

（例）・幼稚園、小・中・高校（園児、児童、生徒等が、地域のイベントやボランティア活動へ積極的に参加している地域があります。）

・県立広島大学（教職員等による専門的知識や情報、ノウハウ*を活かしたまちづくりへの関与、学生による祭り等のイベントやボランティア活動への参加が行われています。）



2 市民協働のまちづくりの柱

<現在は>

- 現在、三原市のまちづくりの推進には、各種団体の参加や市民活動団体の協力など、様々な形での市民の参加が見られます。

地域においても、福祉、環境、防犯、防災などの分野で、市民活動団体や住民自治組織などが主体となった活動が行われ、一部の地域では、地域課題に自主的・主体的に取り組む住民自治組織の動きも出ています。

三原市においても、情報公開制度や広報紙、インターネットなどでの情報提供、審議会等の会議公開など、市民との情報の共有化のための取組みを充実するとともに、審議会や懇話会の委員公募などを通して、計画段階における市民参画を進めています。

<これからは>

- これから進める「市民協働のまちづくり」は、「協働」「市民協働」といった、これまでなじみのない言葉が使われていますが、全く新たな取組みを始めるというのではなく、三原市において、これまで培われてきた市民の市政への参加・参画、市民活動や地域活動*、まちづくり活動などの延長線上にある取組みです。

<まちづくりの柱>

- 三原市のまちづくりの主体（主役）である市民（個人）、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など多様な協働の担い手が、いずれも「まちづくりの主役・当事者」として対等の立場に立つことを自覚し、地域の課題解決や魅力の創造のため、

- (1) 三原市の市政・まちづくりに積極的に参加・参画すること
- (2) 組織・団体を育成し、市民活動・地域活動を活発化すること
- (3) 市民と行政、あるいは市民相互の協働（協働事業）を拡充すること

これらが、三原市が進める市民協働のまちづくりの柱となります。

<対話が基本>

- 市民協働のまちづくりを進めるためには、相互理解による信頼関係の構築が必要であり、そのためには「対話」が重要です。三原市における市民協働のまちづくりは、市民と行政の「対話」を基本とした取組みとなるよう努めます。



Ⅲ 今、なぜ協働なのか

1 その背景

三原市において市民協働のまちづくりを進める背景には、次のような要因があります。

(1) 新三原市の魅力の創造

1市3町の合併により新「三原市」が誕生してから3年目を迎え、各地域の持っている個性や魅力が最大限発揮できるようなまちづくりを進めることが課題となっています。

今後とも、各地域の住民が地域に誇りと愛着を持ってまちづくりを進めるための仕組みが必要となっています。

(2) 市民ニーズ*の多様化

少子高齢化、情報化、国際化、社会経済の成熟化等により、市民のライフスタイル*や価値観が大きく変化し、行政が多様化する市民ニーズのすべてに対応することは能力的にも財政的にも困難となってきました。

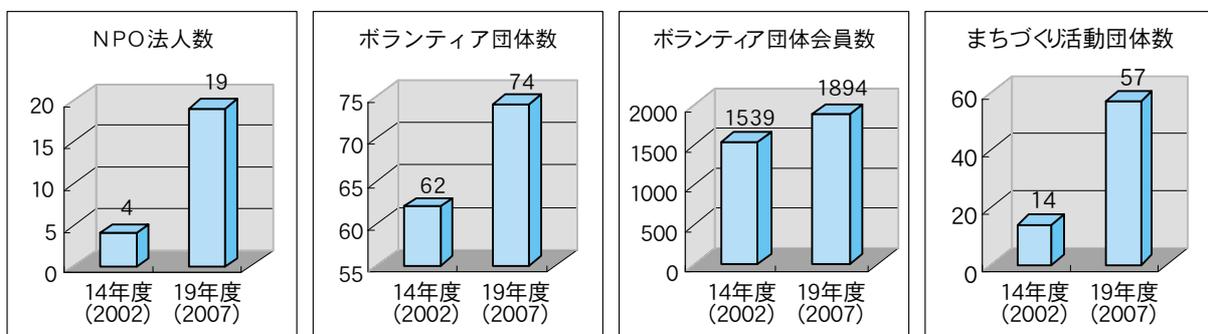
このような多様な市民ニーズに対応していくためには、一人ひとりの市民が潜在的に持つ活力を大いに発揮し、まちづくりに活かすことのできる仕組みが必要となっています。

(3) 市民の参加意識の高まり

ボランティアやNPOなどの市民活動に見られるように、多くの分野で、市民自らがまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を活かしながら社会参加する意識が高まってきています。

自主防災活動や子どもの見守り活動など、住民自治組織を中心に、地域を挙げて地域課題への自主的な取組みを始めた地域も出てきています。

市民活動（NPO法人・ボランティア団体等）の現状（平成19（2007）年10月現在）



※ボランティア団体、ボランティア団体会員数は三原市ボランティア・市民活動サポートセンターで把握している数、まちづくり活動団体数はまちづくり支援事業の助成を受けた団体数。ただし、これらの数には一部重複がある。



(4) 地方分権*の進展への対応

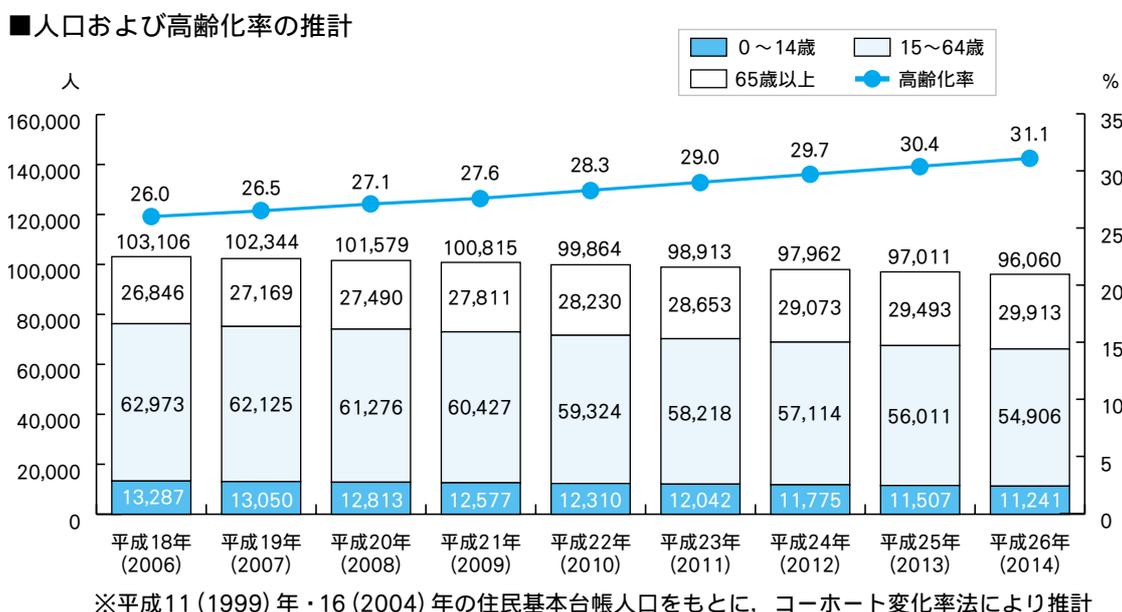
地方分権の進展により市町村の権限も拡大して、自治体は自己決定・自己責任の原則に基づき、地域の特色を活かした個性豊かなまちづくりを求められています。このため、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせなくなってきています。

一方、分権型社会の構築のためには、地域における住民自治の拡充が必要なため、「地域の課題は地域自ら解決する」を基本に、地域住民の自主的・主体的なまちづくり活動が求められています。

(5) 新しい行財政運営の必要性

わが国の経済は低成長の時代に入り、地方自治体には抜本的な行財政改革が求められています。改革を実現するためには、行政から市民に対して一方向的にサービスを提供するというまちづくりの進め方を改め、行政と市民がそれぞれ責任感を持って適切な役割分担をする地域行政への転換をめざすことが必要となっています。

(参考) 三原市における少子高齢化



(出典：平成18(2006)年3月三原市策定 三原市総合保健福祉計画より)

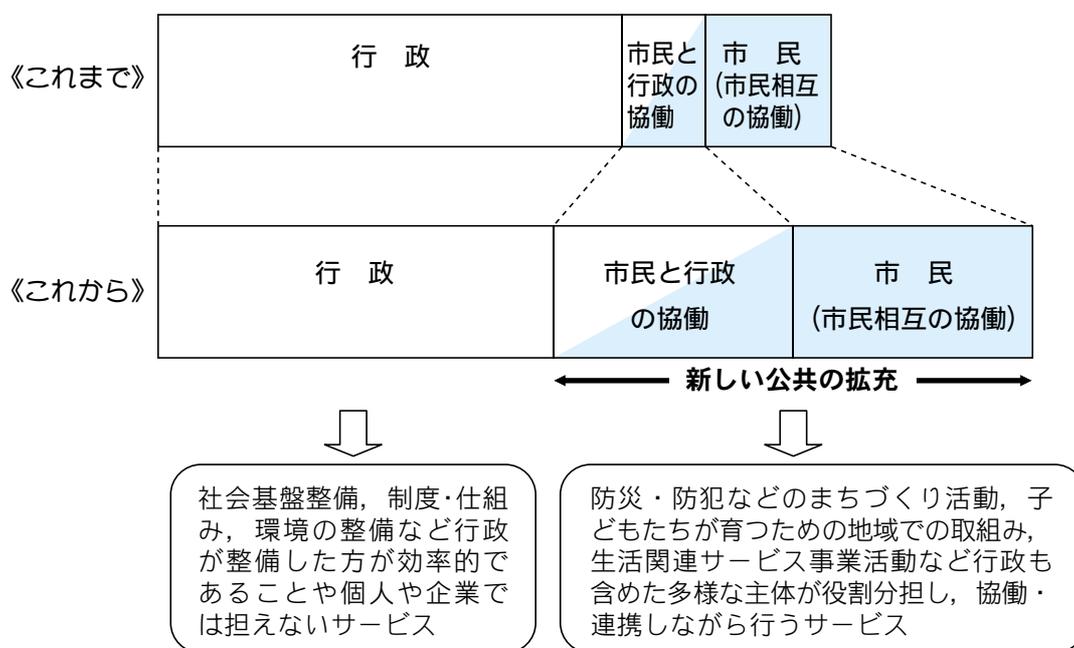
上記の「人口および高齢化率の推計」によると、今後、三原市において、少子高齢化と人口減少が進み、平成18(2006)年から平成26(2014)年までの8年間で、15～64歳までの生産年齢人口は、人数で8,067人、割合で12.8%の減少となり、65歳以上の高齢者人口は、人数で3,067人、割合で11.4%の増加が見込まれます。

2 市民と行政の役割分担の見直し

「1 その背景」に示した背景のもと、次のような基本的な考え方に基づく市民と行政の役割分担の見直しが必要です。

(1) 「新しい公共」の拡充

多様化・高度化した市民ニーズにきめ細かく応えるためには、「公共的なことはすべて行政が担うべき」との考え方を変え、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業など地域に関わるすべての主体が担い手として、積極的に社会参画し、また、それぞれが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担うことが求められており、このような公共サービス*の領域（「新しい公共」）を広げることが必要です。



(2) 補完性の原則（自助・共助・公助）の再認識

地域防災、地域福祉等の活動の中で、地域コミュニティ*の重要性が見直されており、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり（自助）、個人や家庭で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（共助）、それができない問題は行政が解決する（公助）という「補完性の原則」が再認識されています。

それぞれ自分たちのできることは責任を持って行ったうえで、できないことをお互いに補完し合うことが基本となります。



3 市民協働の効果

市民協働のまちづくりの推進により、次のような効果が期待されます。

(1) 市民にとっての効果

<市民個人（地域社会）>

- ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスの提供を受けることができます。
- 市民活動や地域活動に参画する機会が増え、生きがいつくりや自己実現の機会の創出に結びついたり、コミュニティの再生にもつながります。
- 市民と行政との距離が縮まり、自治の基本ともいえる自己決定・自己責任を基調とする市民が主体となった新しい社会の形成につながります。

<市民活動団体，住民自治組織等>

- 市民活動団体，住民自治組織等が自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え，活動の場が広がり，市民活動，地域活動の活発化につながります。
- 市民活動や地域活動への地域住民の理解を得やすくなり，社会的認知を高められます。
- 「公平性・平等性」，「総合性」といった異なる発想・行動原理を持つ行政との協働を通じて，運営基盤の強化や政策提言能力の向上など組織のレベルアップを図ることも可能となります。

(2) 行政にとっての効果

- 企画段階から協働を行うことで，市民活動団体等の特性やノウハウを行政施策に取り入れ，きめ細やかで，市民ニーズに沿った行政サービスを提供することができます。
- 「先駆性」「専門性」「柔軟性」「多様性」といった，行政とは異なる特性を持つ組織である市民活動団体等の考え方や活動に直接触れることで，職員の意識改革や資質向上につながります。
- 協働を意識することにより行政の事業のあり方や組織のあり方などの見直しにつながり，行政の効率化など行政の体質改善の実現にもつながります。

Ⅳ 協働の担い手の役割

「地域力」を活かした、市民協働のまちづくりを進めるためには、様々な協働の担い手がそれぞれの特性を発揮していくことが必要であり、各担い手が、それぞれの役割を認識し、協働を行うことで、単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを提供することができます。

市民（個人）の役割

- <情報の収集> 新聞，広報紙，市のホームページや様々な学習機会を通じて，まちの情報を収集すること
- <地域活動への参加> 地域への関心を持ち，自分の住む地域の活動（町内会活動等）に積極的に参加すること
- <市民活動・社会貢献活動への参加> 自分の持つ知識や能力を市民活動やボランティアなど社会貢献活動に活用すること

市民活動団体の役割

- <専門的知識や情報の活用> 社会の変化による新たな課題に対して，独創性・先駆性，専門性，柔軟性・機動性を持って対応できるという優れた特徴，専門的知識や情報，ノウハウを様々な機会に活用すること
- <活動の場の提供> 自らの活動情報を積極的に発信しながら，市民に生きがいや活動の場を広く提供すること
- <活動の強化拡大> いろいろな催しへ参加し，他団体とのネットワークを築きながら自らの活動を強化拡大すること
- <公共サービスの提供> 多様化する市民ニーズに応えて，幅広い公共サービスを提供すること

住民自治組織の役割

- <地域の中の組織づくり> 市民の一番身近な生活の場として，住民自治組織は，防災，防犯，福祉，環境など，日常のあらゆる分野において，重要な役割を担っているが，役員などの高齢化が進み，活動に支障が出てきたため，後継者育成を含めて，地域の中の組織づくりを推進すること
- <住民同士の交流> 住民が参加できる催しを開催し，住民同士の交流機会を提供すること
- <地域の課題解決> 従来，地域はお互いが助け合いながら自分たちの課題を解決してきたが，時代の変化とともに，行政や企業が代行し，地域づくりの機能が衰退しているため，地域の課題を自ら探し，自ら考え行動して解決する取組みを推進すること

各種団体の役割

- ＜まちづくりへの参加＞ 団体の動員力などを活かして、積極的にまちづくりに参加すること
- ＜市民活動・地域活動への支援＞ 市民活動団体の活動や住民自治組織の地域活動に対して、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること

企業の役割

- ＜まちづくりへの参加＞ 地域の一員として、積極的にまちづくりに参加すること
- ＜社会貢献活動のための環境づくり＞ ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動しやすい環境を整備すること
- ＜市民活動・地域活動への支援＞ 市民活動団体の活動や住民自治組織の地域活動に対して、資金的支援や人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること

行政の役割

- ＜情報の提供・共有，対話の拡充＞ 市民活動やまちの動きを的確に把握し，市の事業計画や進捗状況などとともに情報提供し，市民と情報を共有すること
市民と行政の相互理解による信頼関係を築くため，「双方向のコミュニケーション＝対話」を拡充すること
- ＜環境の整備＞ まちづくり活動に対する支援体制や三原市ボランティア・市民活動サポートセンターなど活動拠点の整備，窓口機能の充実，市民と行政のネットワーク構築など，協働の環境を整備すること
- ＜参加機会の提供＞ 多くの市民が市の事業に参加できるようにするとともに，計画策定や委員会等に市民が積極的に関われるような体制を整備すること
- ＜協働の啓発・人材の育成＞ 協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために，あらゆる機会を通じて，協働事例のPRや啓発をすること
各種講座や講演会などの学習の場を提供して，市民に専門的な知識を習得してもらい，協働の担い手を発掘し育成すること
- ＜職員の意識改革＞ 研修等を通じて，市民協働の重要性を職員個々が認識し，市民と対等な関係になれるよう職員意識を改革すること
地域や市民活動への参加を促進し，実践を通じた職員の意識づくりを推進すること
- ＜推進体制の整備＞ 市民協働を進めるための全庁的な体制を整備すること

V 市民協働の基本的な考え方

市民協働のまちづくりを進めるためには、協働の担い手の間で、市民協働の基本的な考え方について共通認識を持つことが必要です。

1 市民協働の基本原則

市民協働を進めるにあたっては、次の8つの原則を尊重します。

(1) 対話の原則

対話は協働を進めるうえでの基本であり、相互理解に基づく信頼関係を築き、協働の目的を共有するためにも不可欠です。

(2) 対等の原則

能力や資源の対等ということではなく、双方が同じ課題解決・魅力創造の当事者であり、対等な関係であることを常に意識することが重要です。

(3) 自主・自立の原則

協働の担い手はそれぞれ自立した存在として、役割分担や責任の所在を明確にするとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性、専門性を高めていきます。

(4) 相互理解の原則

お互いの違いや特性を認め、長所・短所を理解した上で、知恵と力を結集し相乗効果の創出に努めます。

(5) 目的・プロセス*共有の原則

お互いに何のために協働するのかという「目的」を共有するとともに、企画、実施、評価の各段階において対等に協議する機会を設けるなど、協働事業のプロセスを共有します。

(6) 相互変容の原則

協働を通じて、「共に学び」、「共に育ち」、「共に変わる」という姿勢や意識で行動します。

(7) 公開の原則

協働事業を進めるときは、その取組みが、だれでもわかるような透明性を持つ必要があるため、積極的な情報公開を行います。

(8) 評価の原則

協働事業の成果や効果について、協働の担い手が相互に評価するとともに、事業の経過や結果が市民から評価され、よりよい協働となる仕組みをつくりま



2 市民と行政の協働の領域・形態・分野

(1) 協働の領域

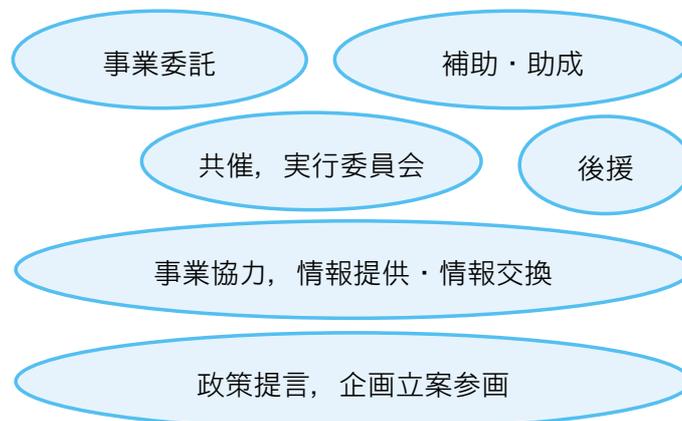
市民と行政の関わり方は、下の図のように、行政が執行者としての責任を持つて行う領域から、市民が主体的かつ自律的に活動する領域まで、5つの領域が考えられます。このうち、市民と行政が協働を進める領域は、領域Ⅱ～Ⅳの3つを基本とします。

この領域は、固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくことが大切です。

また、協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。実験、検証を経ながら、協働にふさわしい分野を考えていくことが必要です。

市民と行政の協働の領域と協働の形態の対応関係

| 行政の領域 | 市民と行政の協働の領域 | | | 市民の領域 |
|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| I 行政主体 行政が執行者としての責任を持つて行う領域 | II 行政主導 行政が主導し、市民に委嘱する市民参加方式による領域 | III 双方同等 行政と市民が協働で立案・実行する領域 | IV 市民主導 市民が主導し、行政が協力・支援を行う領域 | V 市民主体 市民が主体的かつ自律的に活動する領域 |
| | | 狭義の協働 | | |



(2) 協働の形態

市民と行政との協働は様々な形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択することが必要です。

| 協働の形態 | 概要 |
|-----------------|--|
| ① 情報提供 ・情報交換 | 住民ニーズや行政サービス，協働事業に関する意見を聞くことや，お互いの持つ情報を日常的に交換すること |
| ② 政策提言・企画立案への参画 | 事業検討に当たって，協働の担い手から意見や提言を受ける形態のこと |
| ③ 共催 | 協働の担い手と行政が，共に主催者となって事業を行うこと |
| ④ 実行委員会等 | 協働の担い手と行政などで実行委員会や協議会などを設立し事業を行うこと |
| ⑤ 事業協力 | 協働の担い手と行政の間で，それぞれの特性を活かすような役割分担をして，一定期間，継続的な関係のもとで事業を協力して行うこと |
| ⑥ 事業委託 | 行政が実施する事業のうち，専門性，先駆性，柔軟性など協働の担い手の特性や能力を活かすことで，事業の有効性，効率性が向上すると認められる事業について，その全部又は一部を委ねること |
| ⑦ 補助・助成 | 協働の担い手が主体となって行う事業に，行政が政策目的達成の観点から資金的支援を行うこと |
| ⑧ 後援 | 協働の担い手が行う事業に対して，行政が名義後援など資金以外の支援を行うこと |

(3) 協働の分野

市民と行政の協働にふさわしい分野としては，以下のようなものが考えられます。これらの分野を担っていく主体は，地域や課題の特性などに柔軟あるいは専門的に対応できる市民活動団体，住民自治組織及び地元企業などが適しており，行政との協働により，課題へのより効果的な対応が期待できます。

【市民と行政の協働にふさわしい分野の例】

- ① 地域ごとのきめ細かい対応が必要な分野
(子育て支援，高齢者介護の支援，健康づくり支援など)
- ② 地域社会との密接な連携が必要な分野
(防犯・防災，青少年問題，ごみ処理対策を含む環境問題など)
- ③ 専門性の高いサービスが求められる分野
(教育，芸術・文化・スポーツなどの生涯学習，国際交流，人権問題など)
- ④ 合意形成が必要な分野
(都市計画マスタープラン*，まちの環境を守るためのまちのルールづくりなど)

【参考事例】

① 地域ごとのきめ細かい対応が必要な分野

地域住民の参画を得て、放課後子ども教室の取組を推進しています。〈事業協力〉

子どもたちに多様な体験活動を提供し各地域の実情に応じた事業実施を図るため、教室ごとに学校・保護者・地域住民からなる運営委員会を組織し活動内容を考え、ボランティアとして参加することで、相互理解と連携が進んでいます。



② 地域社会との密接な連携が必要な分野

地域住民が連携して自主防災組織を設立し防災活動を行っています。〈補助・助成〉

自主防災組織は地域防災活動の拠点として、町内会・自治会等の住民が協力して自発的につくる組織であり、設立時には、施設・設備の整備に助成金を交付しています。平常時は情報の収集や伝達、防災知識の普及及び防災訓練の実施などを行っています。活動を通して、地域住民の連帯や住民の相互扶助の意識が図られています。



③ 専門性の高いサービスが求められる分野

専門知識が豊富なNPO法人与共催して講座を開催しています。〈共催〉

阪神・淡路大震災以降、NPOやボランティア団体の活動への関心が高まっており、三原市でもNPOの立ち上げや活動促進のため、ひろしまNPOセンター等と共催して研修会を開催しています。

受講された団体の中には、NPO法人になった団体もあります。



④ 合意形成が必要な分野

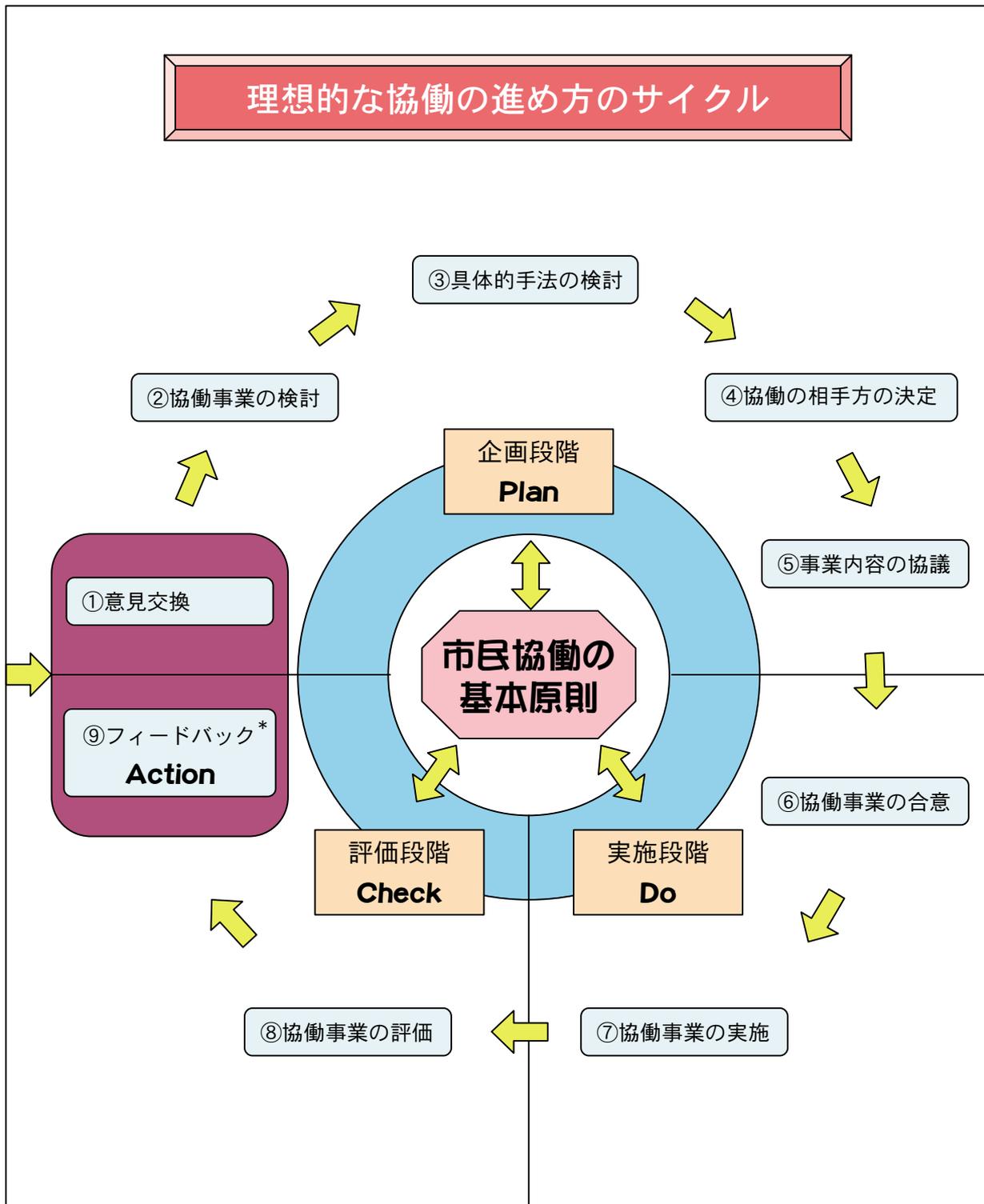
みはらし環境塾は環境施策について市民が提案します。〈政策提言・企画立案参画〉

三原市環境基本計画策定のため、公募により環境塾塾生を募集し、市内を5地域に分け、各地域の環境の地域特性や課題を把握し、将来の望ましい環境像を考え、そのために必要な施策を提案していただきます。塾終了後は、三原市の環境分野でのリーダー的存在として、指針策定後の検証・管理等に市民代表として参加が期待されます。



3 協働事業の進め方

協働事業の進め方は、それぞれの事業内容により柔軟な工夫が必要ですが、基本的には次のような段階と手順を設けて、市民協働のまちづくりを効果的、発展的に進めていきます。



V 市民協働を進めるためには

1 課題と推進方策の方向性

市民・市民活動団体・住民自治組織へのアンケート調査，市民活動団体，住民自治組織の連合組織，各種団体等との意見交換会などを行った結果，資料1（P20）に示したような現状と課題が明らかとなりました。

これらを踏まえ，市民協働のまちづくりを推進するためには，次のような課題設定のもと，それぞれの推進方策の方向性に沿った取組みを行います。

(1) 情報を共有できる仕組みづくり

《課題》

- 協働の基盤づくりは，市民相互が，また市民と行政がお互いに信頼できる関係を築くことから始まります。そのためには，まず相互の情報をできるだけ共有化することが大切です。とりわけ，行政として徹底した情報公開とわかりやすい情報提供を心がけるとともに，市民一人ひとりの情報活用力と情報発信力の向上支援について取り組むことが必要です。
- 情報共有を図るためには，既存の広聴・広報システムだけではなく，市民相互の，また市民と行政の「対話」を活発化するための仕組みや環境づくりが重要です。そのため，身近な地域社会において多様な市民が相互に情報交換をし，参画・交流できる機会や場を創り出すことが必要です。

推進方策の方向性

- ◇ 市民と行政が，お互いの情報を提供し，共有する機会や手段を充実させます。
- ◇ 市ホームページ，市広報紙，三原テレビ放送(株)の三原市チャンネルなど様々な広報媒体を通じて，まちづくりの情報が適切に公開される仕組みを整備し，市民一人ひとりが協働を考えるまちづくりをめざします。
- ◇ 市民相互の，また，市民と行政の「対話」を進めます。

(2) 市民意識の醸成・職員意識の改革と担い手・推進体制づくり

《課題》

- アンケート調査に回答した市民の6割近くが，「市民協働」について知らないと答えており，市民全体を対象とした，市民協働についての意識啓発が必要です。

- アンケート調査・意見交換会のいずれにおいても、若い世代の地域活動やボランティア活動への関心が薄く、参加も少ないという結果が出ています。世代や性別に関係なく、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、地域活動やNPO・ボランティア活動を理解し、身近なまちづくりの課題の解決に積極的に取り組んでいくという意識を育てることが必要です。
- また、意見交換会で多くの指摘があったように、市民協働の必要性や重要性を認識し、協働の担い手となる多様な主体の特性について理解を深めるなど、市職員の意識改革を進めることが重要です。また、縦割り行政とならないよう、全庁的な組織体制づくりが必要です。
- さらに、市民活動団体や住民自治組織の役員へのなり手が不足している現状があり、まちづくりの担い手として、市民活動や地域活動を担う幅広い人材の育成が必要です。

推進方策の方向性

- ◇ 広報活動や研修の機会などを通じて、協働意識の醸成に努めます。
- ◇ 市民活動団体等の紹介、市民活動や地域活動についての周知を積極的に行うとともに、研修会の開催などにより、市民協働の担い手となる人材の育成に努めます。
- ◇ 市民協働に向けた市職員の意識改革を進めるとともに、全庁的な体制整備を図ります。

(3) 市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

《課 題》

- 市民協働の前提は、市民の責任ある市政への参画であり、市民がそれぞれの特性を活かして主体的にまちづくりに関わることができるように、市の計画策定段階から市民の参画を求めるなど、まちづくりに参加・参画しやすい仕組みをつくる必要があります。
- 正式には導入されていないパブリックコメント（意見公募）制度*についても、早期に導入することが必要です。
- また、市民活動団体等が行うまちづくり活動に、多くの市民が参加・参画できるような仕組みづくりも必要です。



推進方策の方向性

- ◇ 市民から広く意見を聴く場・機会として、市政懇談会、市民の声など、市民が市政に参加・参画しやすい広報・広聴機能の充実を図ります。
- ◇ 計画策定段階からの市民参画を推進するとともに、パブリックコメント（意見公募）制度の早期導入・活用に努めます。
- ◇ 市民活動団体等との連携により、市民の団体活動への参加や体験ができるような仕組みづくりに努めます。

(4) 市民活動、地域活動がしやすい環境づくり

《課題》

- 市民協働の担い手にふさわしい充実した市民活動や地域活動が行われるためには、市民活動団体や住民自治組織など、市民の組織的な活動を支援し、育成していくことが必要です。そのため、活動を支えるための支援制度、活動拠点づくりなど、活動を促進する環境づくりが必要です。
- とりわけ、合併後、地域による取組みに差が出てきた住民自治組織の活動については、地域課題に取り組める組織となるための支援が必要です。
- また、平成19年度から、市民活動全般についての支援機能も備えた三原市ボランティア・市民活動サポートセンターについては、今後も支援機能の充実を図ることが必要であり、さらに、各地域における支援機能の整備も必要です。

推進方策の方向性

- ◇ 地域住民が主体となって、地域課題は地域で考え解決できる組織づくり、体制づくりをめざします。
- ◇ 市民活動や地域活動に対応する窓口の充実や活動拠点の充実に努めるとともに、市民活動団体、住民自治組織や各種団体、企業、行政などを結ぶネットワークづくりを推進します。
- ◇ 市民活動団体や住民自治組織を育成し、自主的な活動を促進するための支援策を充実します。
- ◇ 三原市ボランティア・市民活動サポートセンターの機能の充実をはじめ、地域における活動支援機能を充実します。

(5) 協働を評価し推進する仕組みづくり

《課題》

- 三原市におけるこれまでの協働事業は、行政主導のものが多く、企画段階からの本格的な協働事業はまだ少ない状況ですが、評価によるさらなる協働事業の展開と公表による活動の透明性を確保できる仕組みづくりを行うなど、協働事業を積極的に推進する取組みが必要です。

推進方策の方向性

- ◇ 協働について、相互の評価あるいは第三者の評価のあり方を検討し、適正な評価・公表が行われるための仕組みづくりを行いながら、協働事業を積極的に推進します。

2 指針の実現に向けて

本指針を着実に実行していくためには、次のことに留意しながら、今後、より具体的な取組みを行っていきます。

(1) 「(仮称) 市民協働のまちづくり推進計画」の策定

本指針策定後、指針を具体化していくための「(仮称) 市民協働のまちづくり推進計画」を策定します。

(2) 「(仮称) 市民協働推進委員会」の設置

本指針に基づく具体的な施策や取組みについて検討・評価等を行うとともに、(1)の「(仮称) 市民協働のまちづくり推進計画」の策定にも関与する、市民代表による委員会(市民協働に関する審議会的役割を担うもの)を設置します。



資料

【資料 1】

市民・市民活動団体・住民自治組織へのアンケート調査，市民活動団体や住民自治組織の連合組織・各種団体等との意見交換会等の結果

| 担い手 | 現 状 と 課 題 |
|-----------------|--|
| 市民 (個人) | <p><アンケート調査結果より></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「市民協働」という言葉が，市民の共通理解になっていない。（「知っている」：34.1%，「知らない」：59.8%） ○ ボランティア団体・NPO法人の活動への参加経験は，現時点では多くないが，今後の参加意欲のある市民は多い。 （「ボランティア団体・NPO法人への参加経験あり」：24.6%，「関わっていないが，今後関わってみたい」：28.7%）」 ○ 30歳代以下の若い世代の地域活動やボランティア活動への関心が薄く，活動への参加も少ない。「市民協働」についての関心も薄い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の回収率が低い。（20代：21.2%，30代：34.1%，全体：44.8%） ・ 地域の福祉団体の活動に関わっていない割合が高い。（20代：86.3%，30代：93.1%，全体：68.5%） ・ ボランティア団体・NPO法人活動への参加意欲が低い。（「関わっていないし，今後も関わるつもりはない」の割合→20代：58.8%，30代：48.5%，全体：40.8%） ・ 「市民協働」の認知度が低い。（「知っている」の割合→20代：11.8%，30代：18.8%，全体：34.1%） <p><意見交換会より></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年退職者の老人大学等の受講が活発であるが，地域の活動に参加してそれを活かす人が少ない。 |
| 市民活 動団体 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ NPO法人は現在17団体（平成19年5月末現在）あるが，活動分野に偏りがみられる。（12団体が障害者（児）の支援活動団体） ○ アンケート調査結果では，活動団体の活動分野は，高齢者や障害者の福祉分野が53.7%を占めている。 ○ 行政との協働事業を行っている活動団体は多くない。 ○ 福祉分野のボランティア団体を中心に，県内でも有数のネットワーク組織（「三原市ボランティア連絡協議会」及び「三原市福祉のまちづくり推進協議会」）の活動がみられる。ただし，住民自治組織等との関わりは少ない。 ○ 活動団体が抱えている課題としては，①会員数の減少，又は新しい参加者が増えない，②若い人の参加が少ない，③活動経費の不足，④役員のなり手不足などが揚げられている。（アンケート調査結果，意見交換会とも同様） |

| 担い手 | 現 状 と 課 題 |
|--------------|---|
| 住民自治組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 合併前の1市3町で、住民自治組織の形態や行政との関係が異なっていたこともあり、まちづくり活動（地域課題への取組み）の状況は、地域によって大きく差がある。 ○ 大和地区においては地域課題に取り組める体制を備えた住民自治組織（自治振興会）が立ち上げられ、その他の地域にも、地域課題に総合的に取り組んでいる住民自治組織がある一方で、従来行われていた自治活動も停滞している地域がある。 ○ 近隣自治会や連合会と協働した活動はあるが、市民活動団体と協働した活動は少ない。 ○ 住民自治組織が抱えている課題として、①未加入世帯の増加、②財源不足、③会長等役員の負担感の増大とそれに伴う役員のなり手不足、④高齢化の進行と若い世代の住民自治組織離れなどが挙げられている。（意見交換会） |
| 各 種 団 体 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会員制の経済団体の多くに、会員数や活動財源の減少傾向が見られる。 ○ イベントなどにおける市民活動団体や住民自治組織等との目標共有についての課題が指摘されている。 |
| 企業等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業は商工会議所、商工会等を通じてのまちづくりへの参画のほか、個々の企業として、祭り等のイベントへの参加、防災活動等における行政との協働が行われているが、企業数は多くない。 |
| 中間支援組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 三原市ボランティアセンターを、今年度から、三原市ボランティア・市民活動サポートセンターに改編し、市民活動全般の支援を行う体制整備を行ったが、市民活動サポートセンターとしては、まだ十分に認知されておらず、相談件数も少ない。 |
| 行 政 (市役所) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期総合計画にも「住民協働都市構想」が掲げられているが、全体的に職員の「協働」についての理解は十分でない。 ○ 現在の「協働」は担当課室が縦割りで取り組んでおり、庁内の連携が不足している。市役所における市民協働の推進体制が整備されておらず、市民や活動団体との協働の窓口となる課も設置されていない。 ○ 協働を進める前提となる、職員の「現場」への関わり、市民との「対話」が不足しているとの指摘がある。 ○ 三原市における協働事業を調査したところ、平成18（2006）年度で266件（うち107件が後援）の回答があったが、協働の原則（対等・相互理解、自主性尊重、目的共有、公開等）を踏まえたプロセスとなっているかの検証が必要である。 ○ 市職員及び市退職者の地元地域のまちづくり活動や住民自治組織運営への積極的関与を求める意見が多い。 |



【資料2】

用語解説

| 頁 | 用語 | 解説・意味 |
|----|-------------------|---|
| 1 | まちづくり | 道路や公園の建設などハード分野の「街づくり」だけでなく、健康づくりや人材の育成などのソフト分野まで住み良い環境を築くための取組全般。 |
| 1 | キャッチフレーズ | 人の心をとらえるように工夫された印象の強い文句。うたい文句。 |
| 1 | 地域力 | まちづくりプランナー宮西悠司氏が提唱した概念であり、「地域住民の抱える問題を地域社会の問題としてとらえ、共同で問題を解決する力」 |
| 3 | スロガン | 団体や運動の主張や目標を強く印象づけるために、効果的に要約した文章。標語 |
| 3 | N P O | [nonprofit organization] 最狭義では「特定非営利活動促進法」に基づき設立された法人（特定非営利活動法人）を指すが、本指針では、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を広く指すこととし、特定非営利活動法人は「NPO法人」とする。 |
| 3 | ボランティア | 自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。 |
| 3 | ノウハウ | ある目的に必要な技術などの知識・経験の蓄積。 |
| 4 | 地域活動 | 特定の地域で行われる市民活動。 |
| 5 | ニーズ | 必要。欲求。要求。 |
| 5 | ライフスタイル | 個人や集団の生き方。 |
| 6 | 地方分権 | 中央政府の権限をできるだけ地方政府に委譲し、中央政府と地方政府との間に適切なバランスを作り出すこと。日本においては、地方分権推進委員会による第1次から第4次の勧告を受けて平成11（1999）年にいわゆる「地方分権一括法」が成立し、機関委任事務（地方自治体の長・機関を国の機関とみなして、法律や政令で事務を委任し、中央政府が統制する）制度の廃止などが決まった。 |
| 7 | 公共サービス | 個人レベルでは解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのこと。このうち行政が実施主体となって行うものを行政サービスという。 従来は、行政が中心となって行うサービスだけが公共サービスと言われていたが、介護や子育てなど以前は家庭内で行われていた私的活動においても、経済・社会構造の変化に伴い公共サービスとして提供されることが増えてきており、その範囲は広がっている。 |
| 7 | 地域コミュニティ | 地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。 |
| 11 | プロセス | 手順。過程。経過。 |
| 13 | 都市計画マスタープラン | 平成4（1992）年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。市町村が住民の参加を得ながら地域特性をふまえて定める都市計画に関する基本方針。 |
| 15 | フィードバック | 結果や評価をもとに見直し・修正を行い、より適切なものにしていくこと。 |
| 17 | パブリックコメント（意見公募）制度 | 行政機関が政策の立案等を行う際その案を公表し、この案に対して広く市民等から意見や情報を提出してもらおう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。 |

（注）頁は最初に掲載された頁を示しています。

【資料3】

三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会設置要綱

平成19年3月9日
要綱第22号

(設置)

第1条 三原市市民協働のまちづくり指針を策定するに当たり、市民から幅広く意見を聴くため、三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三原市市民協働のまちづくり指針策定等に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は協働のまちづくりの推進に識見を有する者のうちから市長が依頼する。
- 3 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は懇話会を総理し、懇話会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、地域振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。



三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会委員名簿

(敬称略, 委員は五十音順)

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 |
|------------|---------|------------------------|
| 会 長 | 近 藤 敏 | 県立広島大学 保健福祉学部 |
| 副 会 長 | 渡 辺 敏 | 社団法人 三原青年会議所 |
| 委 員 (作業部会) | 鏡 本 智 昭 | ボランティア活動団体 |
| 委 員 | 今 井 俊 晴 | 中之町連合自治会 |
| 委 員 | 兼 本 達 雄 | 本郷町連合町内会 |
| 委 員 | 栗 原 佳 子 | 公募委員 |
| 委 員 | 河 野 義 範 | 久井町代表総代会 |
| 委 員 | 信 行 久 枝 | 三原市まちづくり支援事業助成団体 |
| 委 員 | 高 橋 一 昭 | 三原市PTA連合会 |
| 委 員 (作業部会) | 田 坂 雅 晴 | 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター |
| 委 員 | 出 口 真理子 | みはらウィメンズネットワーク |
| 委員 (作業部会長) | 中 村 隆 行 | 特別非営利活動法人 ひろしまNPOセンター |
| 委 員 (作業部会) | 番 場 十 郎 | 大和町自治振興会連絡協議会 |
| 委 員 (作業部会) | 村 上 招 子 | 公募委員 |
| 委 員 | 本 井 俊 一 | 公募委員 |



「三原市市民協働のまちづくり指針」策定経過

| 年月日 | 主 な 事 項 | 内 容 |
|----------------------|---|--|
| 平成19(2007)年 2月1日 | 第1回市民協働のまちづくり推進検討委員会開催 (内部組織) | ○設置要綱について ○指針策定フローについて ○スケジュールについて |
| 5月30日 | 第1回市民協働のまちづくり指針策定懇話会開催 | ○市民協働のまちづくり指針策定の趣旨について ○指針の策定方法及びスケジュールについて ○アンケート調査の実施について |
| 6月15日～ 7月9日 | 指針策定のためのアンケート調査実施 | |
| 6月29日 | 第2回市民協働のまちづくり指針策定懇話会開催 「市民協働のまちづくり」研修会開催 | ○「市民協働のまちづくり」に関する講演、 質疑、意見交換について ○シンポジウムの開催について |
| 7月～9月 | 指針策定のため各種団体との意見交換会開催 (14会場) | |
| 7月26日 | 第3回市民協働のまちづくり指針策定懇話会開催 | ○アンケート調査結果の中間報告について ○活動団体等との意見交換会実施状況について ○「市民協働のまちづくり」に関する現状 と課題について ○協働のまちづくりシンポジウムの実施に ついて |
| 8月29日 | 第4回市民協働のまちづくり指針策定懇話会開催 | ○アンケート調査結果について ○市民活動団体等への意見聴取結果について ○「市民協働のまちづくり」に関する現状 と課題について |
| 9月8日 | 「市民協働のまちづくり」シンポジウム開催 | |
| 10月9日 | 第5回市民協働のまちづくり指針策定懇話会開催 | ○指針(骨子案)・推進方策案について |
| 10月17日 | 第2回市民協働のまちづくり推進検討委員会開催 | ○指針(骨子案)について |
| 10月31日 | 第6回市民協働のまちづくり指針策定懇話会開催 | ○指針(素案)について |
| 11月13日～ 27日 | 指針(素案)に関する市民・市民団体等からの意見募集 | |
| 11月21日 | 第3回市民協働のまちづくり推進検討委員会開催 | ○指針(素案)について |
| 11月27日・ 12月20日 | 三原市市民協働のまちづくり指針(素案)の策定 について議員全員協議会に説明 | |
| 平成20(2008)年 1月24日 | 第7回市民協働のまちづくり指針策定懇話会開催 | ○指針素案に関する意見募集の結果について ○指針素案に関する市議会からの質問・意 見について ○指針の最終案について ○指針の概要版について |
| 1月31日 | 市民協働のまちづくり指針策定懇話会から提言 | |
| 2月4日 | 市民協働のまちづくり指針 決定 | |



海・山・空 夢ひらく 市民協働のまちづくり
三原市市民協働のまちづくり指針

発行：三原市
(三原市地域振興部地域振興課)
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
TEL 0848-67-6186
FAX 0848-67-6199
<http://www.city.mihara.hiroshima.jp>
発行年月日：平成20(2008)年2月



海・山・空 夢ひらく 市民協働のまちづくり

三原市市民協働のまちづくり指針

発行：三原市

(三原市地域振興部地域振興課)

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6186

FAX 0848-67-6199

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp>

発行年月日：平成20(2008)年2月